

秋田県地域共生社会官民連携プラットフォーム一般会員入会要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県地域共生社会官民連携プラットフォーム設置要綱第3条第2号、第4条、第5条の規定に基づき、本会の一般会員入会及び退会に関し（市町村及び社会福祉協議会は除く）、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 プラットフォームの一般会員として加入しようとする団体等からは、入会申込書（別紙1）の提出を求めることとする。

2 前項の加入申込みに対しては、事務局において加入の可否を決定し、これを申込者に通知する。

3 前項の加入の可否の決定に当たっては、主に以下の点を確認する。

- （1）団体等の活動が地域共生社会の実現、孤独・孤立対策の推進に関連があること
- （2）暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- （3）入会できる団体等は、NPO、社会福祉法人、財団法人、社団法人、任意団体、民間企業などとし、個人での入会は認めない。

(団体名簿及び団体に関する情報の取扱い)

第3条 プラットフォームに入会した団体は、本会の管理する団体名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した事項に変更があった場合は、当該団体は、遅滞なく変更届（別紙3）を事務局に提出しなければならない。

3 団体名簿に登録された団体に関する情報については、原則、団体同士で共有されるとともに、公開されるものとする。

(退会事由及び手続)

第4条 団体は、退会届（別紙4）を提出して、任意に退会することができる。この場合は、団体名簿の登録を抹消する。

2 プラットフォーム設置要綱第5条の定めにより、プラットフォームから除名された場合、前項に準じて団体名簿の登録を抹消する。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した団体が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、事務局において再入会の可否を決定し、これを申込団体に通知する。また、除名により団体資格を喪失した団体は、資格喪失後3年間は再入会を認めないこととする。

附則

この要領は、令和6年11月6日から施行する